（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十五条　各省各庁の長は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

２　（略）

第十六条・第十七条　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　各省各庁の長（規則一〇―一一第三条に規定する「各省各庁の長」をいう。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の規則一〇―一一第十四条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一九―〇―一七

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　育児時間（第二十八条―第三十一条の二）	第四章　育児時間（第二十八条―第三十一条）
第五章・第六章　（略）	第五章・第六章　（略）
附則	附則

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十四条　各省各庁の長は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母又は規則一五―一四第二十三条第一項で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

２　（略）

第十五条・第十六条　（略）